

## 五島市キャッシュレス決済システム導入業務仕様書

### 1 業務名称

五島市キャッシュレス決済システム導入業務

### 2 履行場所

五島市福江町1番1号 五島市役所内

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※運用開始日は令和4年9月1日(木)を想定するが、詳細は本市と協議により決定する。

### 4 事業目的

市役所の住民票発行手数料等の支払い手段にキャッシュレス決済システムを導入することにより市民サービスを向上し、業務の効率化及び行政のデジタル化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染抑制に向けた環境をつくることを目的とする。

### 5 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス決済システムを実装した端末（以下「端末」という。）の提供
- (2) 端末のセットアップのサポート
- (3) 端末の操作研修の実施
- (4) 運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 運用、機器保守の実施
- (6) キャッシュレス決済を行った対象の歳入科目等（現時点の想定は別表1による。詳細は発注者・受注者が協議し決定する。）に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務
- (7) その他、本業務に必要なもの

### 6 提案上限額

導入業務委託料及び月額費用（決済センター利用料及び通信費・保守等）の合計額605,000円とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 7 キャッシュレス決済システム

- (1) 仕様等

- ア) クレジットカード、電子マネー、QRコード決済アプリ（以下クレジットカード等）の読取・決済が可能であること。
  - イ) POS機能があり、商品選択ができること。商品・金額は発注者が管理画面等で登録できること。
  - ウ) 決済日時、クレジットカード等の種別、金額、商品等の各種データがリアルタイムで管理画面から確認できる機能を備えていること。また、当該集計データを発注者が管理画面等からCSVファイル等として出力できること。
  - エ) キャッシュレスにより決済した旨記載されているレシートが発行可能であること。また、当該レシートに記載する発行者名等が発注者の任意で変更可能であること。
  - オ) レジ等と連携しなくても、本システムだけで決済が可能であること。
  - カ) 決済誤りにその場で気が付いた場合、お客と職員で確認の上、当該決済を取り消す機能があること。
  - キ) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。
  - ク) 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
  - ケ) カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。
  - コ) 設置する端末は全て同一機種とすること。
- (2) 調達物品及びその数
- ア) (1) の仕様に適合するシステムを実装した端末 4 台
  - イ) レシート用ロール紙 20 ロール
- ※調達物品は新品であること。  
※初期導入後に発生するレシート用ロール紙等の消耗品費は、発注者が負担するものとしてよい。

## 8 契約履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

## 9 設置する窓口（端末は各2台）

- (1) 五島市役所 本庁1階市民課
- (2) 五島市役所 本庁1階税務課

## 10 キャッシュレス決済の利用開始日

令和4年9月1日(木)を想定

## 11 指定納付受託の方法等

受注者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者となる。

### (1) 利用可能な決済サービス・ブランド等

以下のア、イ、ウの決済サービス及び各ブランドは必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

※できるだけ多くの決済サービスに対応することを希望する。

#### ア) クレジットカード

Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

#### イ) 電子マネー

交通系 IC カード（ICOCA 等）、楽天 Edy、WAON、nanaco、iD、QUICPay

#### ウ) QR コード決済アプリ

PayPay、楽天ペイ、d 払い、au PAY

### (2) 指定納付受託の方法等

ア) クレジットカード等により決済した売上（以下「売上」）は、原則、各月末日を締め日とし、翌月の中旬から末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、発注者が指定する口座に納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。この方法に対応できない場合、代替方法・日程を提案すること。

イ) 上記で納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、原則、納付確認後、受注者の請求により支払う。この方法に対応できない場合は代替方法を提案すること。なお、この請求額に 1 円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

ウ) 売上の振込手数料は、原則受注者が負担すること。この方法に対応できない場合は代替方法を提案すること。

### (3) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

## 12 セットアップ・保守・研修の実施

### (1) 端末のセットアップのサポート

ア) 端末等の設置、セットアップのサポートを行うこと。

イ) 導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整の上、決定すること。

ウ) 原則として既設のレジスターとの連携は行わない。

### (2) 保守対応

ア) ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

イ) 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

ウ) 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

(3) 端末及びWeb管理サイトの操作研修

端末及びWeb管理サイトの操作に関する職員研修を行うこと。研修実施回数や研修方法等を提案すること。具体的な研修の日程等は、提案の範囲内で発注者と調整の上、決定する。

(4) 操作マニュアル

端末の使用、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。

### 13 その他

(1) 受注者は、業務の実施に伴い適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(2) 発注者は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、又は開示してはならない。

(4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やか発注者に報告し、指示を仰ぐこと。

(5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。

(6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

(7) 受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

別表1 歳入科目等（案）

種類	額
戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 通につき 450 円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350 円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1 通につき 750 円
除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	1 通につき 750 円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450 円
届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円）
届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類 1 件につき 350 円
本籍、住所又は居所に関する証明	1 件につき 300 円
身元又は身分に関する証明	1 件につき 300 円
住民票及び住民票除票の写しの交付	1 件につき 300 円
住民票記載事項証明	1 件につき 300 円
住民票の閲覧	1 世帯につき 300 円
戸籍附票（除票を含む。）の写しの交付	1 件につき 300 円
埋火改葬に関する証明	1 件につき 300 円
印鑑登録証明	1 件につき 300 円
印鑑登録証の交付	1 件につき 300 円
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による臨時運行の許可	1 両につき 750 円
船員手帳の交付、再交付又は書換え	1 件につき 1,950 円
船員手帳の訂正	1 件につき 430 円
航行に関する報告書の証明	1 件につき 2,600 円
雇入契約のない船長の就退職等の証明	1 件につき 870 円
船員手帳記載事項の証明	1 件につき 870 円

種類	額
マイナンバーカード再交付	1 件につき 800 円
電子証明書発行	1 件につき 200 円
納税又は公課に関する証明	1 件につき 300 円
土地、建物その他の資産に関する証明	1 枚につき 300 円
住宅用家屋証明	1 件につき 1,300 円
公簿、公文書、函面等の謄本又は抄本の交付（情報公開制度及び個人情報保護制度によるものを除く。）	1 件につき 300 円
公簿、函面等の閲覧又は照合（情報公開制度及び個人情報保護制度によるものを除く。）	1 件につき 300 円